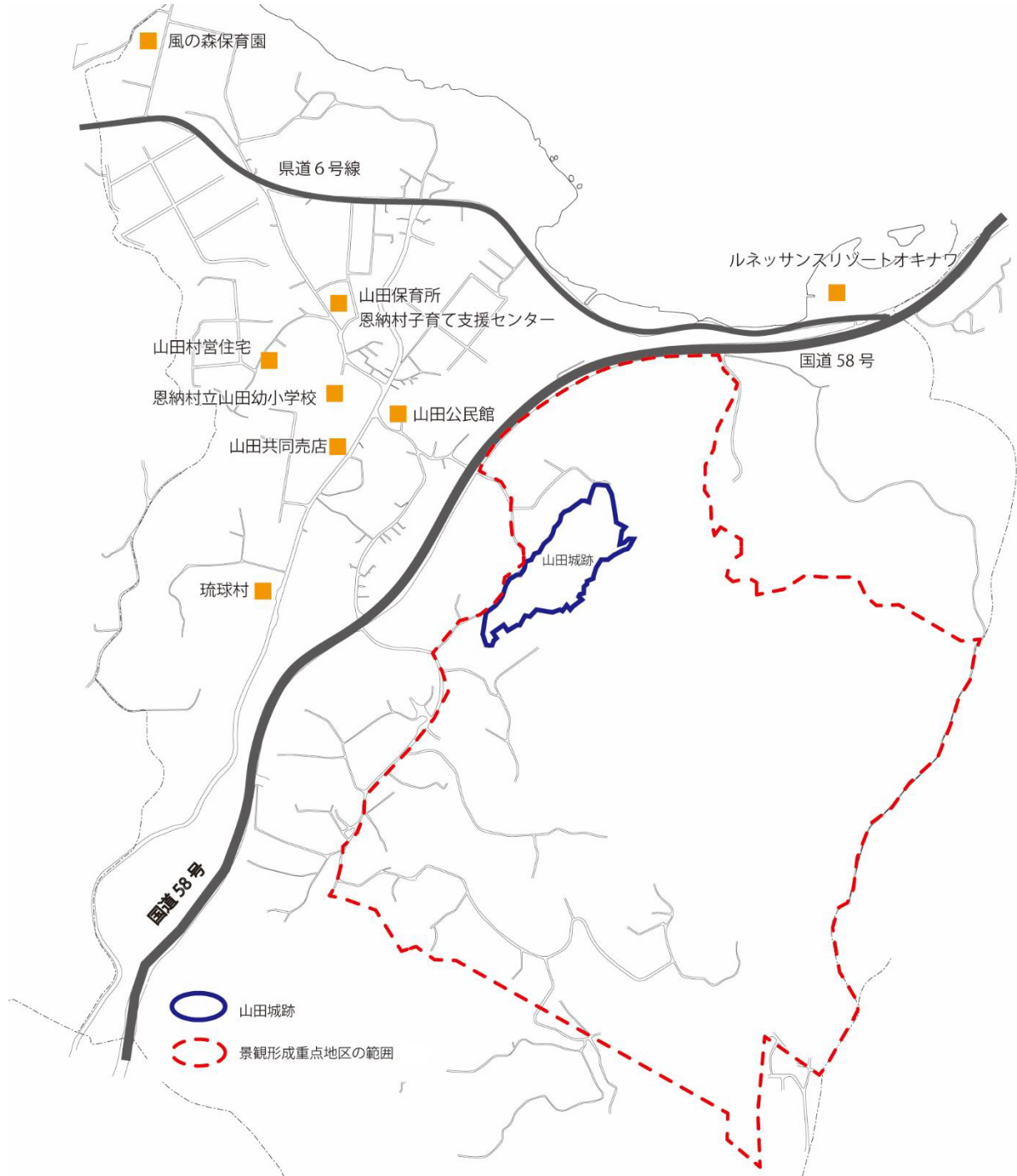


## 景観形成重点地区（山田城跡周辺地区）の区域

景観形成重点地区（山田城跡周辺地区）の区域は、国道58号の南側から山田城跡を中心とした範囲（字山田の一部）とします。

図一景観形成重点地区（山田城跡周辺地区）の範囲



項目	集落景観保全地区	準集落景観保全地区	中層景観形成地区	リゾート景観創造地区	自然景観保全地区	農漁業景観形成地区
建築物の高さに関する制限	2階以下かつ10m以下					平屋かつ8m以下
建築物の壁面の位置の制限	○道路側の敷地境界線から2m以上、隣地境界線から1m以上後退させること。					
屋敷囲い	○屋敷囲いが人工物の場合、敷地地盤面から1.5m以下とする。		○敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。			
高さ・配置 形態・意匠 色彩	<p>○地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう高さ・配置・形態・色彩に配慮すること。</p> <p>○シンボル景観拠点である山田グスクからの眺望及び集落や海岸線等の低地部から山田グスクを見上げた時の眺望を阻害しないよう、高さ・配置・形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>○山並み軸の周辺においては、接線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>○建築物等が大規模となる場合は、隣接する集落等への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>○地形を活かした建築物等の配置を行うこととする。</p> <p>○屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等をおこなうこと。</p> <p>○建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値・明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。</p> <p>○建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>					
色彩	○デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。		○デザインのアクセントとして壁面や軒裏に高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。		○デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。	
敷地内の緑化	<p>○敷地面積の15%以上の緑化を行うこと。</p> <p>○既存の樹木の保全や、在来種を活用したシンボルツリーの植樹などにより、緑地の保全・再生に努めること。</p>		<p>○敷地面積の30%以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。</p> <p>○屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。</p>		<p>○既存の緑地及び地形については80%以上の保全を図ること。</p> <p>○敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。</p>	